

## 公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和4年10月6日

茨城県知事 大井川 和彦

### 記

#### 1 事業内容等

##### (1) 事業名

脱炭素経営普及啓発シンポジウム事業

##### (2) 名称

令和4年度脱炭素経営普及啓発シンポジウム（仮称）

##### (3) 開催日時・会場

日時 令和4年12月20日(火)9:00～令和5年2月28日(火)17:00

会場 WEB ページによるオンライン配信

##### (4) 事業内容

- ①講演会の実施・収録
- ②WEB ページの作成
- ③集客用の周知媒体の作成
- ④集客及び集客状況の管理
- ⑤事業報告書の作成・提出

##### (5) 履行期間

委託契約締結の日から令和5年3月17日まで

#### 2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加有資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は第3号の規定に該当する者でないこと。

オ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

カ 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

#### (2) 企画提案を特定するための評価項目

業務の方針及び手法	①事業趣旨の理解度 ②提案内容の的確性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥要員配置等の適切性 ⑦配置予定者の実績等
業務の実績	⑧同種又は類似業務の実績

### 4 手続き等に関する事項

#### (1) 担当部局 茨城県 産業戦略部 技術振興局 科学技術振興課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-2499 FAX 029-301-2498

Mail kagaku02@pref.ibaraki.lg.jp

#### (2) 公募に関する説明書の交付

##### ア 交付期間

令和4年10月6日(木)から令和4年10月18日(火)

(土、日、祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

##### イ 交付先

(1)の担当部局に同じ。

##### ウ 交付方法

イにおいて直接交付又は次の URL からのダウンロード

URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、直接交付を希望する場合は、(1)の担当部局あて事前に連絡すること。

#### (3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年10月18日(火)午後5時必着

イ 提出先 (1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録の残るもの)に限る。

### 5 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (9) その他詳細については説明書による。